（№　L-2021-014）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 発信者記入欄 | 事務局記入欄 |
| 発　信　日　　2021年　6月　8日 | 受　信　日　　　　年　　　月　　　日 |
| 会 社 名 | 反映対象バージョン： |
| 企業識別コード |  |  |  |  |  |  | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 0 |
| 部 署 名　LiteS規約WG | 事務局処理記入欄 |
| 担当者名 |
|  TEL:連 絡 先 FAX: |
| 件名　データ項目の復活(インボイス制度に係るデータ項目) |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）【要求内容】要求に基づき、以下のデータ項目の新設が求められた。（1）改訂項目L-2021-001において新設が取り下げられたデータ項目のうち、インボイス制度に係る下記データ項目を再度新設することが求められた。* [1310] 発注者適格請求書発行事業者登録番号
* [1309] 受注者適格請求書発行事業者登録番号
* [1365] 適用課税分類コード
* [1366] 適用消費税率
* [1318] 消費税計算区分コード
* [1393] 前回迄累積消費税額計
* [1394] 今回迄累積消費税額計
* [1395] 消費税額(調整前)
* [1396] 消費税額調整額
* [1397] 適用区分別明細金額計
* [1398] 適用区分別消費税額

（2）改訂対象メッセージ合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、立替金報告、立替金確認、請求、請求確認、契約外請求、契約外請求確認（3）改訂内容＜CI-NET LiteS実装規約Ver.2.1 ad.7 　には記載なし＞

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | ＜本文＞　記載なし |
| 変更後 | ＜本文＞

|  |
| --- |
| [1310] 発注者適格請求書発行事業者登録番号　国税庁の定める適格請求書発行事業者登録制度に基づき、課税事業者が税務署長に登録申請した場合に「適格請求書発行事業者登録簿」に登録される登録番号で、請求または立替金報告を行う側の登録番号。 |

|  |
| --- |
| [1309] 受注者適格請求書発行事業者登録番号　国税庁の定める適格請求書発行事業者登録制度に基づき、課税事業者が税務署長に登録申請した場合に「適格請求書発行事業者登録簿」に登録される登録番号で、請求または立替金報告を行う側の登録番号。 |

|  |
| --- |
| [1365] 適用課税分類コード　消費税に係る課税処理の分類を示すコード。 |

|  |
| --- |
| [1366] 適用消費税率　[1365]適用課税分類コードに対応する消費税の税率。パーセント表記。 |

|  |
| --- |
| [1318] 消費税計算区分コード　税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）および消費税額に係る請求毎､注文毎､納品書毎等での消費税の計算方法を示すコード。 |

|  |
| --- |
| [1393] 前回迄累積消費税額計　端数調整用消費税額の加算　の算定に用いる消費税額。出来高金額、請求金額算定方式毎に以下のとおりセットする。【A、B方式】前回出来高査定、請求時の[YYYY]今回迄累積消費税額計【C、D方式】前回出来高査定、請求時の[1160]税込今回迄累積請求金額計 × [1004]消費税率 ÷ ( 100 ＋ [1004]消費税率 ) ※小数点以下切り捨て |

|  |
| --- |
| [1394] 今回迄累積消費税額計　端数調整用消費税額の加算の算定に用いる消費税額。[1121] 前回迄累積消費税額計＋ [1096]消費税額をセットする。 |

|  |
| --- |
| [1395] 消費税額(調整前)　今回出来高査定、請求時の消費税額。出来高金額、請求金額算定方式毎に以下のとおりセットする。【A、B方式】(前回出来高査定、請求時の[1103]今回迄累積請求金額計 × [1004]消費税率 × 0.01) ※小数点以下切り捨て【C、D方式】前回出来高査定、請求時の[1160]税込今回迄累積請求金額計 × [1004]消費税率 ÷ ( 100 ＋ [1004]消費税率 ) ※小数点以下切り捨て |

|  |
| --- |
| [1396] 消費税額調整額　契約時消費税額と出来高請求の累積消費税額を合わせるために用いる消費税の調整額。[1098]契約金額消費税額 － ([1121]前回迄累積消費税額計＋[1123] 消費税額(調整前))をセットする。　※完成払い時以外は、0円固定とする。つまり、[1096]＝[1124]となる。 |

|  |
| --- |
| [1397] 適用区分別明細金額計　[1097]最終帳票金額(税込今回請求金額計)のうち消費税別の税抜き金額。 |

|  |
| --- |
| [1398] 適用区分別消費税額　[1097]最終帳票金額(税込今回請求金額計)のうち消費税毎の消費税額。 |

別添①の“摘要”欄を記載 |

 |

|  |
| --- |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）【要求の理由】　インボイス制度適格請求書に必要な記載事項に対応するため、データ項目名の変更が求められた。【既存ユーザ等への影響】　データ項目の修正となるため、システム改修が必要となる。システム開発者向けに、広く周知を図る必要がある。 |

（№　L-2021-014）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2021年6月8日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）データ項目の新設（インボイス制度に係るデータ項目） |

| チェック項目 | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | △ | 実稼動しているシステムの改修が必要である。 |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | ○ | 従来業務からの変更は特に生じない。 |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | △ | 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。 |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ○ | 及ぼす影響の範囲は明確化されている。 |
| ⑤即時の対応が可能か否か | △ | 各EDIサービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。 |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ○ | 立場の違いによる対応の差異は特にない。 |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | △ | 請求書の帳票出力レイアウトに変更を生じるため、併せてシステム改修が必要である。 |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ○ | 他項目での類似機能はない。 |
| 5.定義の明確化 | 1. 類似項目との違いは明確か
 | ○ |  |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | △ | 即時対応が必要となる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)＜承認＞2021年度標準委員会第1回(2021/06/10)別添①②の議論・結果を受けて作成されたCRであり、委員会では特に意見がないため、承認 |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】○：問題なし△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい／：対象外／該当しない×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |